聖籠町立蓮野小学校 校 長 佐藤 紹夫

出席停止について

お子さんの病気は、学校保健安全法第19条により、出席停止となります。登校する際に、下記の登 校許可証を医師から記入していただき、学級担任へ提出してください。

【学校感染症の出席停止の期間】

〔第1種〕 治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ

[第2種] 期間の基準が定められている感染症

- ・インフルエンザ …発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日) を経過するまで。
- 百日咳 …特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで。
- 麻疹(はしか) …解熱した後3日を経過するまで。
- · 流行性耳下腺炎 …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状 態が良好になるまで。
- ・風疹(3日ばしか) …発疹が消失するまで
- ・水痘(水ぼうそう) …すべての発疹がか皮化(かさぶた)するまで。
- ・咽頭結膜熱(プール熱) …主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎…症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

〔第3種〕症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性 結膜炎、その他の感染症(マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、アデノウイルス感染症など)

登校許可証

——年	組	児童氏名				
<u>診断名:</u>						
診断年月日:	平成	年	月	<u>日</u>		
登校可能年月日:	平成	年	月	<u>目</u>		
ト記の疾病は 咸道	2のおる	とれがかく登	校可能であ	スことを証	:明します	

平成 年 月

医師名: